

# 2月定例教育委員会

## 参考資料

(令和8年2月12日)

### 承認事項

- 第9号 学校運営協議会委員の任命について (教育研究所)・・・1頁  
第10号 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (子育て企画課)・・・4頁

### 議案

- 第41号 「令和8年度丹波篠山の教育」の策定について (教育総務課)・・・7頁  
第43号 丹波篠山市教育研究活動推進事業補助金交付要綱の制定について (教育研究所)・・・8頁  
第44号 丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について (保育教育課)・・・17頁



○丹波篠山市立学校園における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成29年3月22日

教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校園運営に関して丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）並びに校長及び園長（以下「校園長」という。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校園運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校園と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校園運営の改善や園児児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨に基づき、その所管に属する学校園（丹波篠山市立認定こども園条例（平成27年篠山市条例第25号）に規定する認定こども園を含む。以下同じ。）ごとに協議会を置くものとする。ただし、二以上の学校園の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校園について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校園（以下「対象学校園」という。）を明示し、当該対象学校園に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校園の校園長、保護者及び地域住民の意向を踏まえるものとする。

(学校園運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校園の校園長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育・保育目標及び学校園経営方針に関すること。
- (2) 教育・保育課程編成の基本方針に関すること。
- (3) 学校園予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校園の校園長は、前項において承認された基本的な方針に沿って、その権限と責任において学校園運営を行うものとする。

(学校園運営に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校園の運営全般について、教育委員会又は校園長に対して、意見を述べることができる。

(住民参画の促進等)

第6条 協議会は、当該対象学校園の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから校園長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
  - (2) 地域住民
  - (3) 対象学校園の校園長その他の教職員
  - (4) 学識経験者
  - (5) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
  - 3 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。  
(守秘義務等)

第8条 協議会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次の各号にあげる行為をしてはならない。
  - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
  - (3) その他、協議会及び対象学校園の運営に支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 第7条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(報償)

第10条 委員の報償は、別に定める。  
(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は校園長の推薦により協議会が選任する。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、対象学校園の校園長と協議の上、会議を招集し、議長となり会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第12条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
- 3 会長は、会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第13条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は協議会の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。  
(庶務)

第14条 協議会の事務局は、対象学校園内に置き、庶務は、対象学校園において処理する。

- 2 対象学校園の校園長は、協議会が開催されたときは、速やかにその報告書を教育委員会に提出する。

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校園の校園長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じることができる。

- (1) 協議会としての実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合
- (3) その他対象学校園の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申し出があった場合。
- (2) 職務上の義務違反があった場合。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められる場合。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールド(以下「子育てママフィールド」といいます。)の管理運営については、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、施設管理の効率化を図るため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を可能とします。

また、これまで条例に使用料の規定がなかったことから、受益者負担の原則に基づき、新たに使用料の規定を設けます。

については、指定管理者制度の導入及び使用料に関する規定を新設するため、条例の一部を改正します。

## 2 改正の概要

(1) 指定管理者に子育てママフィールドの運営を行わせることができる旨定めます(第1条関係)。

(2) 使用料の額を定めるとともに、減免基準など必要な事項を定めます(第2条関係)。

区分	9時～12時	13時～17時
コミュニティー ルーム	400円	600円
グループルーム		
スタジオルーム		

## 3 施行期日

(1) 第1条関係 令和8年4月1日

(2) 第2条関係 令和9年4月1日

○丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に  
関する条例

平成29年6月27日

条例第22号

(設置)

第1条 地域の子育て家庭に対する育児支援及び地域の活性化を図るための拠点施設として、おとわの森子育てママフィールド（以下「子育てママフィールド」という。）を設置する。

(位置)

第2条 子育てママフィールドの位置は、丹波篠山市味間新315番地とする。

(事業)

第3条 子育てママフィールドは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進に関する事。
- (2) 育児不安等についての相談指導に関する事。
- (3) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援に関する事。
- (4) 地域の保育資源の情報提供等に関する事。
- (5) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施に関する事。
- (6) 地域と連携した地域交流事業に関する事。
- (7) その他市長が必要と認める事業

(開館時間等)

第4条 子育てママフィールドの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第5条 子育てママフィールドを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、子育てママフィールドの使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 子育てママフィールドの設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (3) その他公益上又は子育てママフィールドの管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用申請に偽りがあったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(原状回復)

第8条 使用者は、子育てママフィールドの使用を終わったとき、又は使用許可を取り消され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 子育てママフィールドの施設若しくはその設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。

## 「令和8年度 丹波篠山の教育」策定に係る修正箇所一覧

### 2-1 確かな学力の育成

#### P15(7)外国語教育の充実(学校教育課)

記載変更内容(削除→見え消し、追加→二重下線)

##### 目的・目標

外国語指導助手(ALT)や、小学校外国語学習指導補助員(JTE)との外国語を用いたふれあいや対話を通して、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。

##### 成果指標

年間授業の75%以上においてALTやJTEを活用したチームティーチングを実施し、効果的な言語活動に取り組むこと。

- ①小学校の外国語教育においては、ALTやJTEを活用し、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませます。～
- ②ALTやJTEの生きた英語にふれることにより、コミュニケーション意欲や学習意欲を向上させるとともに、より効果的なチームティーチングの推進を通して、外国語教育のさらなる充実を図ります。
- ③イングリッシュ・デイ・キャンプ等を実施し、児童が様々な活動を通してALTやJTE、市内小学校からの参加児童と英語を使って交流することにより、コミュニケーション力の向上を図ります。～

### 3-1安全安心で質の高い学習環境の整備

#### P31(2)安全安心な通園・通学環境の整備(教育総務課)

記載変更内容(削除→見え消し、追加→二重下線)

- ③更新計画に基づき、城東小学校区スクールバス1台を計画的に更新します。

### 4-4 芸術・文化の振興

#### P57(2)(仮称)丹波篠山市民展の開催(社会教育・文化財課)

記載変更内容(削除→見え消し、追加→二重下線)

##### 目的・目標

丹波篠山市民展をより市民を対象とした「(仮称)丹波篠山市民展」に内容を改め検討し、市民の創作活動の奨励と芸術文化の振興を図ります。

丹波篠山市民文化祭との併設開催に向けた取り組みを行い検討します。

【交付要綱の別に定める事項】

関係条項	内 容					
第2条 ・補助の要件 ・補助金の額等	1 補助の要件 (1) 対象団体 丹波篠山市内の幼稚園、保育園、こども園、学校で構成する教育研究事業推進委員会 (2) 対象事業 各学校園や児童生徒の実態に合わせ設定した教育研究に寄与する事業 対象外事業 申請者の財産の形成又は営利を主たる目的とする事業 (3) 対象事業の実施期間 <table border="1" data-bbox="459 792 1477 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 792 1023 846">事業着手日</th> <th data-bbox="1023 792 1477 846">事業完了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 846 1023 911">当該年度4月1日以降</td> <td data-bbox="1023 846 1477 911">当該年度3月末日まで</td> </tr> </tbody> </table> 2 補助の内容 (1) 補助率 対象経費の100% (2) 補助金額上限 50,000円 (3) 補助対象経費・補助対象外経費 対象 講師謝金 講師旅費 職員旅費 消耗品費 印刷製本費 郵送料 施設使用料 その他 対象外 備品購入費		事業着手日	事業完了日	当該年度4月1日以降	当該年度3月末日まで
事業着手日	事業完了日					
当該年度4月1日以降	当該年度3月末日まで					
第3条 ・申請添付書類 ・申請期日	1 添付書類 事業実施計画書、収支予算書 2 申請期日 当該年度4月1日以降かつ事業着手日まで					
第4条 ・変更添付書類 ・変更申請期日	1 添付書類 事業内容に変更がある場合 事業実施計画書(変更) 交付決定額に変更がある場合 収支予算書(変更) 2 変更期日 交付決定日以降かつ変更を要する日					
第5条 ・実績添付書類 ・実績報告期日	1 添付書類 事業実施報告書、収支決算書、収入・支出決定書、その他 2 実績期日 事業完了後14日以内又は当該年度3月末日のいずれか早い日					
第6条 ・概算払いの要件	事業の一部が終了した場合、又は事業が実施されることが確実と認められる場合					

(別添申請様式1)

年度 丹波篠山市教育研究推進事業 実施計画書

委員会名		委員長名	
研究テーマ			
研究テーマ 設定の理由			
研究内容及び 研究方法			
研究発表の 開催予定	1 発表方法 2 実施(予定)日		



(別添変更承認申請様式1)

年度 丹波篠山市教育研究推進事業 実施計画書 (変更)

委員会名		委員長名	
研究テーマ			
研究テーマ 設定の理由			
研究内容及び 研究方法			
研究発表の 開催予定	1 発表方法 2 実施(予定)日		



(別添実績報告様式1)

年度 丹波篠山市教育研究推進事業 実施報告書

委員会名		委員長名	
研究内容及び 研究 成 果			
今後の研究課題			
研究発表の 実 施 日 時	1 発表方法 2 実施日		

(別添実績報告様式2)

年度 丹波篠山市教育研究推進事業 収支決算書

委員会名 \_\_\_\_\_

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
補助金	( )	
	( )	
合 計	( )	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
合 計	( )	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

上段は交付申請又は変更承認申請の金額を ( ) 書きし、下段は実績額を記載すること。

# 丹波篠山市教育研究推進事業 収入決定書

収入年度	決 裁	委員長	副委員長	会 計	担 当

収 入 明 細			
収入年月日		収入番号	第 号
経費区分			
金 額			
支 払 元			
内 訳			
<p>上記の金額を収入しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>			

# 丹波篠山市教育研究推進事業 支出決定書

支出年度	決 裁	委員長	副委員長	会 計	担 当

支 出 明 細			
支払年月日		支出番号	第 号
経費区分 (該当に○)	ア 講師謝金 イ 講師旅費 ウ 職員旅費 エ 消耗品費	オ 印刷製本費 カ 郵送料 キ 施設使用料 ク その他	
金 額			
支 払 先			
内 訳			
上記の金額を領収しました。  <div style="text-align: center;">                         年    月    日                           住 所                           氏 名                     </div>			

丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

1 改正の趣旨

食物アレルギーを有する子どもが増加傾向にある中、個別に除去・代替食を提供する市内私立認定こども園に対し、アレルギー対応のための職員の加配経費の一部を補助することにより、安全な食の提供に資する環境の確保を図るものである。

2 改正の内容

個別食の調理・配膳業務等に従事するために加配した職員の給与費等を対象経費とする。また補助基準額は、3品目以上(※)の食物アレルギーを持つ、又は食物アレルギーのためアドレナリン自己注射薬を携行する児童1人当たり年額は288千円である。上限額は1施設2,304千円で、県4分の1、市4分の1、事業者2分の1で費用負担する。

(※) 食物アレルギー原因品目の数え方については、厚生労働省作成の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)の中で示されている「生活管理指導表」の「原因食品・除去根拠」欄の食品分類(15分類)に基づく。

3 施行期日

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 令和7年度「食の安全・安心推進事業」実施について

### 1 事業の目的

食物アレルギーを有する子どもが増加傾向にある中、個別に除去・代替食を提供する私立保育所等に対し、アレルギー対応のための職員の加配経費の一部を補助することにより、安全な食の提供に資する環境の確保を図る。

### 2 実施主体

実施主体は、市町（政令市・中核市を除く。）とする。

### 3 事業内容

私立の保育所及び認定こども園に対し、食物アレルギー（以下「FA」とする。）児対応として個別食の実施等に必要な職員の加配経費を補助する。

### 4 対象事業者

FA児対応として個別食を提供する私立の保育所・認定こども園のうち、以下の①②のいずれかに該当する施設（政令中核市所在の施設を除く）

①FAのためアナフィラキシー補助治療剤（アドレナリン自己注射薬エピペン）を携行する児童が在園

②FA 3品目（※）以上を持つ児童が在園

（※）食物アレルギー原因品目の数え方については、厚生労働省作成の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）の中で示されている「生活管理指導表」の「原因食品・除去根拠」欄の食品分類（15分類）に基づく。

### 5 対象事業の要件

（1）「FA対応のため、除去・代替食が必要」と医師から診断（指示）されている児童に対し、個別に除去・代替食を提供している施設であること。

（2）配置基準以上に職員を加配している施設であること。

なお、他の補助金等で加配している職員は加配職員に含まない。

### 6 対象経費

個別食の調理・配膳業務等に従事するために加配した職員（調理員・栄養士・配膳等業務員）の給与費等

### 7 補助基準額

（1）補助基準額：FA対応児1人当たり年額288千円

（2）補助上限額：1施設当たり2,304千円

## 8 費用負担

県1／4、市町1／4、事業者1／2

## 9 その他

- (1) 「医師から診断（指示）されている」ことの実を確認する書類は、医師の診断書等とする。なお、診断書等には「生活管理指導表」を含むものとする。
- (2) 個別食（除去食や代替食）の提供していることの実の確認は「対象児童の除去・代替食の献立表」等により行うこと。なお、除去食には学級ごとに完全除去食の対応を実施している場合を含む。
- (3) 食物アレルギーではなく、服薬の関係で3品目以上の除去・代替の対応が必要な場合も、医師の診断書等に基づき、個別食の提供をしているのであれば対象児童とみなす。
- (4) 毎月の加配した職員数及び対象となる児童数は毎月初日（土曜日を含み、日曜日及び祝日を除く）時点で施設に在籍している人数とすること。
- (5) 兵庫県福祉部交付要綱別表で定める保管様式A・B及び事実確認のための書類は、各施設において事業年度終了後5年間保管すること。

別表（第2条関係）

補助事業名	保育所等における食の安全・安心推進事業
補助事業の目的	食物アレルギーを有する子どもが増加傾向にある中、個別に除去・代替食を提供する民間保育所等に対し、アレルギー対応のための職員の加配経費の一部を補助することにより、安全な食の提供に資する環境の確保を図る
補助事業の対象となる者	市町（政令市・中核市を除く）
補助事業の対象となる経費	個別食の調理・配膳業務等に従事するために加配した職員の給与費等
補助率	県 1/4、市町1/4、事業者1/2
補助金の額	補助基準額：3品目以上（※）の食物アレルギーを持つ、又は食物アレルギーのためアドレナリン自己注射薬を携行する児童1人あたり年額288千円 （※）食物アレルギー原因品目の数え方については、厚生労働省作成の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）の中で示されている「生活管理指導表」の「原因食品・除去根拠」欄の食品分類（15分類）に基づく。 こと。 補助上限額：2,304千円/施設
適用除外する条 項	第19条
その他の事項	第14条の規定にかかわらず、精算額を交付するものについては、補助金請求書を省略することができる。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所等における食の安全・安心推進事業 所要額調書 (別紙1)</li> <li>2 歳入歳出予算書 (抄本)</li> </ol> <p>(指定期日) 別に通知する日</p>
第7条第1項	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助金所要額に変更が生じない範囲で経費配分を変更する場合</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合</p>
	<p>(添付書類) 第3条に準じる</p> <p>(指定期日) 別に通知する日</p>
第9条第1項	<p>(報告事項等) 別に通知する</p>
第11条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所等における食の安全・安心推進事業 実績報告書 (別紙2)</li> <li>2 歳入歳出決算書 (抄本)</li> </ol> <p>(指定期日) 事業完了の日から起算して1月を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日。</p>
第19条第1項	<p>(処分制限期間)</p>





別紙3 調理員等の実数

調理員等の 実数集計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	調理員等の実数 (月平均)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0

施設名

※少数第2位四捨五入

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	職名	就職年月日	退職年月日
例1	兵庫 一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	調理員	R7.4.1	
例2	但馬 次郎					○	○	○	○	○	○	○	○	配膳等業務員	R7.7.10	
例3	淡路 花子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	栄養士	R7.2.1	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

- ※ 対象となる職員は「調理員」、「栄養士」、「配膳等業務員」のいずれかの該当する職員を記載すること
- ※ 毎月初日(土曜日を含み、日曜及び祝日を除く)時点で在籍している場合、当月の欄に○を入力すること。
- ※ 事実確認のための書類(職員名簿等の写し)は、各施設において年度終了後5年間保管すること

別紙4 対象児童の数

対象児童の数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

施設名

※分数表示

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	診断書等の有無	対象となる食物	アドレナリン自己注射薬(エピペン)の処方有無	個別食を提供有無
例1	兵庫 一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有り	牛乳・乳製品、小麦、ソバ	無し	有り
例2	但馬 次郎					○	○	○	○	○	○			有り	鶏卵	有り	有り
例3	淡路 花子	○	○	○	○	○	○	○	○					有り	大豆、ゴマ、ナッツ類	無し	有り
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

※ 対象児童は、①食物アレルギーのためアドレナリン自己注射薬(エピペン)を携帯する児童、②食物アレルギー3品目以上を持つ児童、のいずれかに該当する児童。

なお、食物アレルギー原因品目の数え方は、厚生労働省作成の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)の中で示されている「生活管理指導表」の「原因食品・除去根拠」欄の食品分類(15分類)に基づく。

※ 毎月初日(土曜日を含み、日曜及び祝日を除く)時点で該当する場合に当月欄に○を入力すること。

【注意】例えば診断書等の日付が1日付けであれば当月から対象となるが、記載の日付が途中であれば、その翌月から対象となる。

※ 診断書等には、上記の「生活管理指導表」を含む。

※ 個別食(除去食や代替食)の提供有は「対象児童の除去・代替食の献立表」等で確認すること。除去食には学級ごとに完全除去食の対応を実施している場合を含む。

※ 食物アレルギーではなく、服薬の関係で3品目以上の除去・代替の対応が必要な場合も、医師の診断書等に基づき、個別食の提供をしているのであれば、対象児童とみならず。

※ 行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。その際、対象児童の数の数式を修正(対象行の変更)すること。

※ 事実確認のための書類(診断書、生活管理指導表、対象児童の除去・代替食の献立表等の写し)は、各施設において年度終了後5年間保管すること

○丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱

平成22年3月26日

教委要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、丹波篠山市内の私立保育所及び私立認定こども園（以下「私立保育所等」という。）に対し、補助金を交付することにより私立保育所等の運営の充実を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 私立保育所等運営補助金
- (2) 私立保育所等職員福利費補助金
- (3) 私立保育所等の新設及び増改築補助金
- (4) 保育所等における業務効率化推進事業補助金
- (5) 保育環境改善等事業補助金
- (6) 私立認定こども園給食費支援補助金
- (7) 保育対策総合支援事業補助金

(補助金の交付額)

第3条 補助金は、次のとおりとする。

- (1) 私立保育所等運営補助金  
一施設につき190,000円以内とする。
- (2) 私立保育所等職員福利補助金は、当該年度の初めより引き続き勤務する常勤の職員につき算定する。  
給与改善調整費として職員1人につき月額1,300円以内とする。
- (3) 私立保育所等の新設及び増改築補助金  
当該年度の財政状況により教育委員会が決定する。
- (4) 保育所等における業務効率化推進事業補助金  
厚生労働省通知の保育所等における業務効率化推進事業実施要綱別表保育業務支援システム導入経費の基準額及び補助率により決定する。
- (5) 保育環境改善等事業補助金  
厚生労働省通知の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表保育環境改善等事業対象経費の基準額により決定する。
- (6) 私立認定こども園給食費支援補助金  
当該年度の財政状況により教育委員会が決定する。
- (7) 保育対策総合支援事業補助金  
厚生労働省通知の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表保育体制強化事業対象経費の基準額により決定する。

(補助金の支給)

第4条 補助金は、私立保育所等からの請求により予算の範囲内で支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前に、篠山市保育園補助金交付要綱（平成11年篠山市要綱第23号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年7月12日教委要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の篠山市保育園補助金交付要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月11日教委要綱第4号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月17日教委要綱第9号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月24日教委要綱第5号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月8日教委要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年12月19日教委要綱第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

